

—非居住者向け消費税免税制度—

在留資格等に関する  
免税販売可否ガイドライン

<2019年6月版>

全国免税店協会



## I はじめに

消費税法第 8 条に定められた消費税免税制度に基づく免税対象者を判断するにあたって、我々全国免税店協会にてガイドラインを策定いたしました。つきましてはこのガイドラインに沿って、輸出物品販売場（以下、免税店）の現場における居住性の判断を行っていただければ幸いです。

なお、本ガイドラインは消費税法の改正や運用方法の変更に伴って、随時加筆・修正してまいりますのでご注意ください。

## II ガイドライン策定にあたって

### 1. 基本的な考え方

この免税制度は、外国為替及び外国貿易法（略称「外為法」）上の「非居住者」が対象となります。非居住者かどうかの判断基準は下表のとおりであり、現実の制度運用において、各免税店の現場では、在留資格等を活用した推認に基づく判断を行っている状況です。

外国人	非居住者	① 外国人は原則として非居住者として取り扱われます。 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
	居住者	① 本邦内にある事務所に勤務する者 ② 本邦に入国後 6 ヶ月以上経過するに至った者
本邦人	非居住者	① 外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2 年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ ①又は②に掲げる者のほか、本邦出国後外国に 2 年以上滞在するに至った者 ④ ①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が 6 ヶ月未満の者
	居住者	① 本邦人は、原則として居住者として取り扱われます。 ② 本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます。

(注) 居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専ら当該居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判断に従うこととなります。

## 2. 課題点

一方で、昨今の免税取引の急増により、免税店の現場での判断が困難なケースやお客様に対する説明が難しいケースがでてきている実態があります。例えば、外国人の場合、日本国内にある事務所に勤務する者及び日本に入国後6ヵ月以上経過するに至った者は居住者に該当しますので、免税販売の対象から除かれますが、提示を受けた旅券等では、「本邦内にある事務所に勤務」しているかどうかの事実が必ずしも確認できず、居住性の判断が困難な場合があります。

このような場合においては、非居住者かどうかの判断は各々の免税店に委ねられています。

## 3. 本ガイドラインの策定について

上述のとおり非居住者かどうかの判断が難しい場合においては、免税店事業者が課税リスクを負って判断することとなりますが、各免税店が一定の基準により判断し、お客様に説明できることが重要となります。こうしたことを踏まえ、各所からの様々なご意見を頂戴したうえで、本ガイドラインを策定しました。

特にご意見の多かった外国人の非居住者該当性の判断基準については、「日本国内において勤務可能であるか」「勤務を目的としたものであるか」等の在留資格の性質を踏まえて、それぞれの判断事由を整理しています。

本ガイドラインの趣旨にご賛同いただき、幅広い免税店にてご活用いただければ幸いです。

### **III ガイドラインの内容**

#### **1. 分類**

以下のような分類ごとに判定基準をお示ししています。

- A. 来日外国人＝在留資格による判定
- B. 海外に在住している本邦人（日本人）
- C. 多重国籍を有する本邦人（日本人）
- D. 特別旅券を有する本邦人（日本人）
- E. アメリカ合衆国軍隊関係者

#### **2. 各々の判定について**

##### **A. 来日外国人＝在留資格による判定**

在留資格の種類は多数ありますが、それらは以下のカテゴリーに分類することができます。

- ① 入国後 6 ヶ月未満であれば、免税販売可
- ② 入国後 6 ヶ月経過後も免税販売可
- ③ 入国後 6 ヶ月未満であり、かつ就労できる資格がなければ免税販売可
- ④ 入国後 6 ヶ月未満であり、かつ外国に居所があることを公的に発行された有効な書類（外国のビザ、社会保障カード、運転免許証等で有効なものに限る）で確認できれば免税販売可
- ⑤ 「本邦内にある事務所に勤務する者」に該当し、免税販売不可
- ⑥ 日本国内にある事務所に勤務していないことを確認できれば、免税販売可（実質的に、証明することは極めて困難）
- ⑦ 居住者に該当するため、免税販売不可

各在留資格の対応内容について、具体的には添付①をご覧ください。

##### **B. 海外に在住している本邦人（日本人）**

海外に在住している本邦人については、以下の条件のいずれかを満たす者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が 6 ヶ月未満である場合は非居住者に該当し、免税販売をすることができます。

- i) 外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者。
- ii) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者。
- iii) i) ii) に掲げる者のほか、本邦出国後外国に2年以上滞在するに至った者。

上記の条件を満たし、免税販売の可否については、[添付①](#)をご覧ください。

#### C. 多重国籍を有する本邦人（日本人）

多重国籍を有する本邦人については、以下の2つのポイントで免税販売可能かどうかを判断することができます。

- ・日本の入国審査時に提示した旅券が日本の旅券か、外国の旅券か。
- ・免税販売時に提示する旅券が日本の入国審査時に提示した旅券か。

それぞれの場合の免税販売の可否については、[添付①](#)をご覧ください。

#### D. 特別旅券を有する本邦人（日本人）

どの特別旅券を所持しているかによって、免税販売可能かどうかの判断をすることができます。特別旅券には以下の4種類があります。

- ・外交旅券…皇族や首相、大臣、大使、外交官など
- ・公用旅券…国会議員、公務員、JICA 職員、JICA ボランティア、青年海外協力隊など
- ・国連旅券…国連職員
- ・緊急旅券…外国にて紛失、盗難、有効期限切れ等により旅券がない状態となり、かつ、緊急で日本へ帰国が必要な日本人

それぞれの場合の免税販売の可否については、[添付①](#)をご覧ください。

#### E. アメリカ合衆国軍隊関係者

アメリカ合衆国軍隊関係者は、上陸審査の対象とならないため上陸許可印が押されません。したがって、免税販売は不可となります。

アメリカ合衆国軍隊関係者であっても民間人として上陸審査を経て入国した場合は、前述 A の内容にて対応します。

添付①

「免税可否」欄の凡例  
 ○：原則として免税販売可  
 △：条件を満たした場合に限り免税販売可  
 ×：原則として免税販売不可

A. 来日外国人＝在留資格による判定				
在留資格	カテゴリ	免税可否		
		○△×	条件	
			判断事由	
教授	⑤	×	日本の教育機関で活動する者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。	
教育	⑤	×		
高度専門職	⑤	×		法務大臣が指定する日本の公私の機関との契約に基づいて活動する者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
経営・管理	⑤	×		日本国内の企業等に勤務する者に該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
研究	⑤	×		日本の公的機関や一般企業との契約に基づいて研究などを行う者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
技術・人文知識・国際業務	⑤	×		日本の公私の機関との契約に基づく活動が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
技能	⑤	×		
企業内転勤	⑤	×		日本の企業に転勤して勤務する者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
介護	⑤	×		日本の介護施設で活動する者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
技能実習	⑤	×		日本の実習実施機関との雇用契約の下で行う技能実習活動に従事する者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
特定技能	⑤	×	特定産業分野に属する日本の公私の機関との雇用契約に基づいて業務に従事する者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。	

「免税可否」欄の凡例

○：原則として免税販売可

△：条件を満たした場合に限り免税販売可

×：原則として免税販売不可

A. 来日外国人＝在留資格による判定

在留資格	カテゴリ	免税可否		
		○△×	条件	判断事由
医療	⑥	×	原則として日本国内の事務所に勤務する居住者であり免税販売できない。ただし、以下の両方を満たす場合に限り免税販売可。  ①入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認できること。(再入国許可証がある場合は、再入国日ではなく、上陸許可証に記載してある初回の上陸年月日を確認する)  ②日本国内の事務所に勤務していないことを公的な書類により確認できること。  ※実質的には確認することは極めて困難。万が一確認できた場合は、確認した書類のコピー等で証跡を残しておく。 (電子化後はコピーやデータ等で証跡を残し、当局に求められたときに速やかに提出できるように保管しておく)	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
芸術	⑥	×		収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動を行う者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
宗教	⑥	×		外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動を行う者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため原則として、非居住者に該当しない。
報道	⑥	×		外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動を行う者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
法律・会計業務	⑥	×		外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
興行	⑥	×		演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動を行う者が該当し、日本国内にある事務所に勤務する者と想定されるため、原則として、非居住者に該当しない。
永住者	④	×	原則として日本国内に在住することを前提とした在留資格であり、居住者に該当するため免税販売できない。ただし、以下の両方を満たす場合に限り免税販売可。  ①入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認できること。  ②外国に居所があることを公的に発行された有効な書類(ビザ、外国の運転免許証、社会保障カード等)と旅券の出入国印で確認できること。  ※確認方法の詳細はP12の「C」を参照してください。	原則として日本国内に居住することを前提とした在留資格であり、原則として、非居住者に該当しない。ただし、外国に居所があることを公的に発行された書類(査証、運転免許証、社会保障カード等で有効なものに限る)により確認できた場合は非居住者に該当する。
特別永住者	④	×		日本人の配偶者もしくは特別養子又は日本人の子として出生したものが該当し、原則として日本国内に居住することを前提とした在留資格であり、原則として、非居住者に該当しない。ただし、外国に居所があることを公的に発行された書類(査証、運転免許証、社会保障カード等で有効なものに限る)により確認できた場合は非居住者に該当する。
日本人の配偶者等	④	×		永住者等の配偶者もしくは永住者等の子として日本国内で出生しその後引き続き日本国内に在留しているものが該当し、原則として日本国内に居住することを前提とした在留資格であり、原則として、非居住者に該当しない。ただし、外国に居所があることを公的に発行された書類(査証、運転免許証、社会保障カード等で有効なものに限る)により確認できた場合は非居住者に該当する。
永住者の配偶者等	④	×	※ビザ番号や免許証番号等、確認した証跡を購入記録票に記載する。(電子化後はコピーやデータ等で証跡を残し、当局に求められたときに速やかに提出できるように保管しておく)	
定住者	⑦	×		日本国内に居住する者が該当し、原則として居住者に該当する。
外交	②	○	旅券にて上陸許可証印(シール)が確認できること。	外国政府または国際機関の公務を帯びる者であり、非居住者に該当する。
公用	②	○		



「免税可否」欄の凡例

- ：原則として免税販売可
- △：条件を満たした場合に限り免税販売可
- ×：原則として免税販売不可

A. 来日外国人＝在留資格による判定

在留資格	カテゴリ	免税可否		
		○△×	条件	判断事由
短期滞在	①	○	入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認できること。(基本的に短期滞在中の在留期間は90日以内)	日本国内に短期間滞在して行う観光等を行う者が該当し、日本国内にある事務所に勤務できる在留資格ではなく、原則として、非居住者に該当する。
研修	③	△	以下の両方を満たす場合は免税販売可。 ①入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認できること。(再入国許可証がある場合は、再入国日ではなく、上陸許可証に記載してある初回の上陸年月日を確認する)	日本国内の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動を行う者が該当し、資格外活動許可を受けていない限り、日本国内にある事務所に勤務できる在留資格ではなく、原則として非居住者に該当する。
留学	③	△	②資格外活動許可を受けていないこと (旅券に資格外活動許可がないか確認) ※確認方法の詳細はP12の「A」を参照してください。	教育を受ける者が該当し、資格外活動許可を受けていない限り、日本国内にある事務所に勤務できる在留資格ではなく、原則として非居住者に該当する。
文化活動	③	△	※資格外活動許可を受けている場合でも、日本国内の事務所に勤務していないことを確認できれば免税販売可だが、実質的には確認することは極めて困難。万が一確認できた場合は、確認した書類のコピー等で証跡を残しておく。 (電子化後はコピーやデータ等で証跡を残し、当局に求められたときに速やかに提出できるように保管しておく)	無報酬で研究、技芸を習得する者が該当し、資格外活動許可を受けていない限り、日本国内にある事務所に勤務できる在留資格ではなく、原則として非居住者に該当する。
家族滞在	③	△		在留資格を持つ者の扶養を受ける家族が該当し、資格外活動許可を受けていない限り、日本国内にある事務所に勤務できる在留資格ではなく、原則として非居住者に該当する。
特定活動	③	△	以下の3つをすべて満たす場合は免税販売可。 ①入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認できること。(再入国許可証がある場合は、再入国日ではなく、上陸許可証に記載してある初回の上陸年月日を確認する) ②「指定書」の活動内容が就労にあたらなないこと(旅券添付の指定書を確認) ③資格外活動許可を受けていないこと (旅券に資格外活動許可がないか確認) ※確認方法の詳細はP12の「B」を参照してください。  ※資格外活動許可を受けている場合でも、日本国内の事務所に勤務していないことを確認できれば免税販売可だが、実質的には確認することは極めて困難。万が一確認できた場合は、確認した書類のコピー等で証跡を残しておく。 (電子化後はコピーやデータ等で証跡を残し、当局に求められたときに速やかに提出できるように保管しておく)	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行う者が該当し、指定された活動が日本国内で就労を行うものではなく、かつ資格外活動許可を受けていない限り、日本国内にある事務所に勤務できる在留資格ではなく、原則として非居住者に該当する。  対象となる外国人には特定活動の内容を記載した「指定書」が交付されており、就労できるか否かは旅券に添付されている「指定書」の内容により判断する必要がある。また就労できない特定活動であっても、資格外活動許可を得ている場合は収入を伴う活動が許可されていることがある。

「免税可否」欄の凡例

- ：原則として免税販売可  
 △：条件を満たした場合に限り免税販売可  
 ×：原則として免税販売不可

B. 海外に在住している本邦人(日本人)

該当例	免税可否		
	○△×	条件	判断事由
外国に滞在する者の一時帰国	△	入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認でき、かつ下記①②のいずれかに該当する場合は免税販売可。 ①外国にある事務所に勤務していること ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に住んでいること または2年以上外国に住んでいること ※確認方法の詳細は、P12の「D」を参照してください。 なお、ビザ番号・免許証番号等の情報については、証跡として購入記録票に記述する。 (電子化後はコピーやデータ等で証跡を残し、当局に求められたときに速やかに提出できるよう保管しておく)	日本人でも、条件等を満たすことを確認できれば、非居住者に該当する。

C. 多重国籍を有する本邦人(日本人)

入国審査時	免税販売時	免税可否		
		○△×	条件	判断事由
日本の旅券で入国	日本の旅券を提示	△	入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認でき、かつ下記①②のいずれかに該当する場合は免税販売可。 ①外国にある事務所に勤務していること ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に住んでいること または2年以上外国に住んでいること ※確認方法の詳細は、P12の「D」を参照してください。 なお、ビザ番号・免許証番号等の情報については、証跡として購入記録票に記述する。 (電子化後はコピーやデータ等で証跡を残し、当局に求められたときに速やかに提出できるよう保管しておく)	原則として、日本の国籍と外国の国籍を有する多重国籍者は日本の旅券で入国することとなり、本ケースに該当。 「海外に在住している本邦人(日本人)」の判断基準に従う。ただしビザの発給はない。 居所が外国であることが確認でき、上陸(帰国)年月日が6か月未満であれば、非居住者に該当。
	外国の旅券を提示	×		外国の旅券で在留資格や上陸年月日が確認できないため、非居住者として免税対象と判断できない。
外国の旅券で入国	外国の旅券を提示	△	それぞれの在留資格により判断する。	旅券に貼られた在留資格に応じて判断。 「来日外国人＝在留資格による判定」の判断基準に従う。
	日本の旅券を提示	×		日本の旅券で上陸年月日が確認できないため、非居住者として免税対象と判断できない。

「免税可否」欄の凡例

○：原則として免税販売可

△：条件を満たした場合に限り免税販売可

×：原則として免税販売不可

D. 特別旅券を有する本邦人(日本人)

旅券の種類	該当例	免税可否		
		○△×	条件	判断事由
外交旅券を所持する者 <DIPLOMATIC PASSPORT (濃茶色)>	皇族や首相、大臣、大使、外交官など	×		日本の在外公館に勤務する者は居住者である。
公用旅券を所持する者 <OFFICIAL PASSPORT (緑色)>	国会議員、公務員、JICA職員、JICAボランティア、青年海外協力隊など	△	入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認でき、かつ下記①②のいずれかに該当する場合は免税販売可。	条件を満たす場合、非居住者に該当する本邦人と同じ扱いができる。
国連旅券を所持する者 <LAISSEZ-PASSER (水色)>	国連職員	△	①外国にある事務所に勤務していること ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に住んでいること または2年以上外国に住んでいること  ※確認方法の詳細は、P12の「D」を参照してください。	
緊急旅券を所持する者 <EMERGENCY PASSPORT (茶色)>	旅券の紛失、盗難、有効期限切れの状態かつ緊急で日本へ帰国が必要な場合に発給される	△	なお、ビザ番号・免許証番号等の情報については、証跡として購入記録票に記述する。 (電子化後はコピーやデータ等で証跡を残し、当局に求められたときに速やかに提出できるよう保管しておく)	「緊急旅券」は、外国に滞在中に旅券の紛失、盗難、有効期限切れの状況かつ緊急で日本へ帰国が必要な場合に発給されると想定される。 当該旅券の帰国印で上陸後6か月未満かどうかは確認できるものの、緊急時に発行される旅券には過去の入出国記録の履歴やビザが確認できないものと思われるため、旅券等にあるビザ・滞在許可証等ではない方法で、2年以上外国に滞在していることが確認できれば非居住者として免税販売可能。

E. アメリカ合衆国軍隊関係者

入国形態	国籍	免税可否		
		○△×	条件	判断事由
米軍関係者として入国 (上陸審査の対象外)	外国	×		上陸審査を経ずに入国するため。上陸許可の証印が押されず、そのことから免税販売手続が履行できないため、免税販売の対象とならない。



## ■ 確認方法

### A 資格外活動許可を受けていないことの確認方法

資格外活動とは、許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に与えられるものです。

したがって、資格外活動を取得している場合は、本邦内にある事務所に勤務しており、居住者に該当すると推認されるため、他の条件を満たしていても免税販売できません。

資格外活動許可を取得した場合にはパスポートに資格外活動許可のシールが貼られます。

許可日と許可期限を確認し、今回の入国時に与えられた在留資格に対する資格外活動である場合は、免税販売できません。

### B 指定書によって、就労していないことを確認する方法

在留資格が「特定活動」の場合、パスポートにA5サイズの「指定書」が貼られています。指定書に書かれている内容を確認し、「就労している」と推認される文言がある場合は、本邦内にある事務所に勤務しており、居住者に該当すると推認されるため、他の条件を満たしていても免税販売できません。次ページに例を記載しています。

### C 永住権等の在留資格を持つ外国人が、外国に住んでいることの確認方法

以下のうちどちらか1つを確認できれば非居住者として、免税販売可

・旅券に貼付または押印されている有効な外国のビザ

※1回のみ入国可能なビザ(single entry)に使用済みのチェックが入っている場合、そのビザは無効です。

・居住国(外国)で発行された写真付きのIDカード等

(例: グリーンカード、外国人登録証、運転免許証等で有効なものに限る)

※パスポートの名前とIDカード等の名前や写真が、同一人物のものであると確認できること。

### D 日本人が外国に住んでいることの確認方法

以下のうちいずれか1つを確認できれば非居住者として、免税販売可

・旅券に貼付または押印されている有効な外国の就労ビザ

・旅券に貼付または押印されている有効な外国のビザ

※有効期間が2年以上あること。複数枚のビザの合計でもよい。

※1回のみ入国可能なビザ(single entry)に使用済みのチェックが入っている場合、そのビザは無効。

※1回あたりの滞在日数が定められているビザは、有効期間が2年以上あっても外国に住んでいることの証明とはならない。

・居住国(外国)で発行された写真付きのIDカード等

(例: グリーンカード、外国人登録証、運転免許証等で有効なものに限る)

※パスポートの名前とIDカード等の名前や写真が、同一人物のものであると確認できること。

※IDカード等の有効期間が2年以上あること。

※IDカード等の有効期間が確認できない場合は、パスポートの出国年月日等から日本出国後、2年以上外国に滞在したことが確認できること。

■資格外活動許可

<記載事項(例)>

資格外活動許可 1.在留資格 留学（1年） 2.----- 3.新たに許可された活動内容 ----- ----- 4.許可期限 2019年2月10日 ----- ----- 2018年10月5日 東京入国管理局
--

<見本>



(出典:法務省ホームページより)

■ビザ

<記載事項(例)>

○発行日 : Date Of Issue, Issue Date, Valid From ○失効日 : Date Of Expiry, Expiration Date, Valid Until ○～日間有効 : For stay of ○入国可能期限 : Enter Before ○有効回数 : Single(S) 1回のみ入国可能
---

■特定活動の指定書

<報酬を受けて就労していると推認される文言の例>

- ・報酬を受けて～する活動
  - ・報酬を受けることとして～する活動
  - ・雇用契約に基づいて～する活動
  - ・報酬を受ける活動
  - ・雇用された者が～する活動
- ※実際に「報酬を受ける就労をしている」かどうかは、文脈から判断する必要があります。